

高石市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が受領した高石市ふるさと産品創出支援事業へのふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）の一部を財源として、新たな返礼品の開発又は既存の返礼品の生産、製造、若しくは加工等に係る施設、設備等を強化しようとする事業（以下「補助事業」という。）に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で高石市ふるさと産品創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高石市補助金等交付規則（昭和57年高石市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところとする。

- (1) 選定事業者 市長が別に定める事業者提案の募集に応募し選定された事業者
- (2) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額
- (3) 目標額 補助対象経費に100分の125を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(寄附金の取扱い)

第3条 市長は、寄附金を受領した場合であって、寄附者が指定した補助事業が次条から第6条までに定める要件を満たしていると認められるときには、当該寄附金に100分の40を乗じた額を当該選定事業者に対して補助金として交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の実施主体である選定事業者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者。ただし、寄附額が目標額に達しない場合であっても、応募の際その達しない寄附額のうちから補助金の交付を受けることにより、補助事業に取り組む意思を有していた者は、この限りではない。
- (2) 補助事業により創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- (3) 当該補助金の交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
- (4) 市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること

ア 高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）であること。

イ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の額及び補助限度額）

第6条 補助金の額は、寄附額の10分の4の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする選定事業者は、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要と認めるときは、補助金の交付を決定し、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

（交付決定前の着手）

第9条 選定事業者は、事業の効率的な実施を図るなど、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止の承認）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の内容若しくは補助事業の実施に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、高石市ふるさと産品創出支援事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要と認めるときは、当該申請に係る変更又は中止若しくは廃止を承認し、高石市ふるさと産品創出支援事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施が完了したとき（前条第2項の規定による廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれかの早い期日までに、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査した後、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金は、前条の規定により補助金の確定の通知をした後において交付するものとする。ただし、補助金の額が高額なとき、補助事業が一時期に集中するとき、その他市長が必要と認めるときは、補助金の額の確定前に第8条第1項の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合はこの限りではない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費
工場、作業場等の建物取得に係る建設費

建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
補助事業に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
建物賃借による増改築費
備品購入費（補助事業に要するものに限る。）
委託費（補助事業に要するものに限る。）
外部評価費（補助事業に要するものに限る。）
その他補助事業に必要と認める経費

備考

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

別表第2（第7条関係）

添付書類
<p>【個人・法人共通】</p> <p>(1) <u>事業計画書（様式第2号）</u></p> <p>(2) <u>収支予算書（様式第3号）</u></p> <p>(3) 市税等の納税証明書</p> <p>(4) <u>事業実施等誓約書（様式第4号）</u></p> <p>(5) <u>暴力団員非該当等誓約書（様式第5号）</u></p> <p>【個人の場合】</p> <p>(1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3箇月以内のもの）</p> <p>(2) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合）</p> <p>(3) 直近3期分の決算書</p> <p>(4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【法人の場合】</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書（3箇月以内のもの）</p> <p>(2) 定款の写し</p> <p>(3) 直近3期分の決算書</p> <p>(4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>